

意見書

平成14年11月20日

情報通信審議会
電気通信事業部会長 殿

ゆうびんばんごう
郵便番号103 - 0015

とうきょうとちゅうおうくにほんばしはこぎきちよう
東京都中央区日本橋箱崎町24 - 1

ビー・ビー・テクノロジーかぶしかいしゃ
ビー・ビー・テクノロジー株式会社

だいひょうとりしまりやくしゃちよう そん まさよし
代表取締役社長 孫 正義

情報通信審議会規則第5条の規定により、平成14年10月21日付け情報通第1079号で公告された接続約款の変更案に関し、別紙の通り意見を提出します。

(別紙)

平成 14 年 11 月 20 日

BBテクノロジー

DSL回線の接続条件等に関する東西NTTの接続約款変更案に対する意見書

現在の DSL サービスの急速な普及(460 万加入 2002 年 10 月末現在)は、「高速デジタルアクセス技術に関する研究会報告書」に基づき、東西NTTの加入者線アンバンドル ルールの整備をはじめとするDSL普及促進策が整備され、その土壌の上に、BBテクノロジー(以下 BBT)をはじめとするDSL事業者の低廉化努力やBBTのBBフォン等の商品展開が顧客に受け入れられた結果と考えております。

(参考資料1 DSLの普及状況を示すグラフを参照)

BBTの低廉化は、ITU国際規格に従った機器の採用によるところが大きいです。

今般、東西NTTから認可申請された接続約款変更案は「TTC標準 JJ100.01」をベースドキュメントとすることを骨子としており、当標準はITU国際規格と異なる、根拠に合理性を欠く日本規格を提案しており、以下に述べるように今後のDSLのさらなる普及を阻害するものであり、その認可に断固反対を表明いたします。

1. 「TTC標準 JJ100.01」をベースドキュメントとすることに反対

BBTはかねてから、「TTC標準 JJ100.01」をNTT東西の回線収容運用ルールとして無批判に採用することは、今後の日本のブロードバンドの発展を阻害するとして、問題提起している。以下に「TTC標準 JJ100.01」自体の根本的な問題点を指摘し、かくも問題の多い「TTC標準 JJ100.01」を回線収容の運用ルールのベースドキュメントとして採用すべきではないことを主張する。「TTC標準 JJ100.01」のシミュレーションが現実を中途半端にしか反映していないことは、「TTC標準 JJ100.01」自体でも以下のとおり、明確に記述しており、日本国のスペクトル管理としての当標準の採用判断の責任を、行政側にゆだねていることに留意すべきである。

- ・ 実フィールドでは、一般的には電話局付近は 0.4mm 径のケーブルを用い、遠隔ユーザには 0.5,0.65,0.9mm 径のケーブルが縦列接続される。なお、東京等の大都市中心部においては、0.32mm が使われることがある。これらの多様な状態をシミュレーションするのは複雑困難であるため、特定ケーブルで正規化して検討する。実フィールドとの対応は、線路損失をもって行うことで可能である。

(P. 101 「E.2.2 章 検討における最悪条件の考え方」より引用)

1 - 1 標準の内容における問題点

- (1) 「TTC 標準 JJ100.01」では、5.1 章において標準システムを以下のように定義している。しかし、この標準システムの選定方法及び第1グループと第2グループの分類、特に ISDN の第1グループへの分類に合理的な説明、合理的な根拠がまったくない。

標準システムとは、電話を含めて、本標準発行時点で広く使用されている、あるいは今後の普及が見込まれている主な伝送システムであり、二つのグループに分類される。(P.10 5.1.章「標準システムの定義」より引用)

ISDN が DSL に対する最大の妨害源であることは周知の事実である。その送信電力スペクトル密度(PSD)が、他の ADSL 伝送方式 G.992.1 Annex A や G.992.1 Annex C 等の PSD に比べて電力値が大幅に強力であるにもかかわらず、その干渉加害者としての検証が全くなされていない。にもかかわらず、「TTC 標準 JJ100.01」では、ISDN は他 ADSL システム等とのスペクトル適合性を確認することなく、無条件に標準システムとして、第1グループに入っており、第1グループのシステムは、同一カッド内収容も認められる収容制限なしとしている。

DSL サービスの加入者数は、既に 2002 年 10 月末時点で 460 万強に達しており、月毎に 40 万程度の伸びをみせている。DSL と ISDN 両者を比較すると、高速デジタルアクセス技術としては、ISDN は DSL よりはるかに劣る。ISDN が明らかに干渉源であるにもかかわらず、既得権として特権的に何らの収容制限も受けずに第1グループに分類されることは「高速デジタルアクセス技術に関する研究会」報告に矛盾する。当報告では漏えいに関する対処として、「DSL サービス側と ISDN サービス側の双方で漏えい防止等の対処を行うことが適当である。」とあることに明らかに反している。

4. 漏えいに関する対処について

(3) 中間報告書においては、DSL サービスの側において漏えい防止等の対処を行うこととしているが、これまでの試験期間中に ISDN との間で大きな漏えいが発生していないことを考慮すると、一方的に DSL サービス側で対応するのではなく、DSL サービス側と ISDN サービス側の双方で漏えい防止等の対処を行うことが適当である。

(「高速デジタルアクセス技術に関する研究会報告書」より引用)

参考資料2 DSL と ISDN の加入者数の推移を示すグラフ

参考資料3 ISDN の PSD と ADSL の PSD 比較

- (2) 「TTC 標準 JJ100.01」におけるスペクトル適合性の有無判定が、現実に合っていない。「TTC 標準 JJ100.01」では、2章においてスペクトル適合性を以下のように定義している。

同一ケーブル内で、二つの伝送方式が互いに満足できる伝送特性を維持しながら共存できること。
(P.7 2.1.章「定義」より引用)

「TTC 標準 JJ100.01」におけるスペクトル適合性の判定方法は、シミュレーション手法を用いている。シミュレーション手法を用いる場合には、現実的な前提条件と、現実のシステムから得られたデータによるシミュレーション結果の補強、シミュレーション方法へのフィードバックが不可欠である。しかし、「TTC 標準 JJ100.01」においては、干渉の程度の有無、即ち、スペクトル適合性の判定は、現実の漏えい電界強度を測定する等の実証的手段をとらず、理論式によるシミュレーションにのみよっている。一般論として、必ずしも理論式によるシミュレーションを否定するわけではないが、現実に適合しない以上、結果として過剰規制になり、新サービスを阻害するものにほかならず、当標準におけるシミュレーションは否定せざるを得ない。シミュレーションで現実を反映することの限界がある以上、問題回線を収容替える芯線マネジメント(第3章参照)の採用を提案する。以下に前提が偏っており、現実的ではない例をあげる。

シミュレーションで使用されているケーブルの構成と現実のケーブルの構成が異なる。

現実のNTTの線路設備では、架空ケーブルは、全てプラスチックケーブルを使用している。紙絶縁ケーブルは、1990年以前に設置された地下ケーブルに使用されているだけである。しかし、TTC標準では、シミュレーションの条件として全て紙絶縁ケーブルを使用している。これは現実以上に厳しい伝送特性をモデルに適用していることになる。

本標準において、線路長は全て0.4mm紙絶縁ケーブルの長さで与えられている。160kHzにおける伝送損失が等しくなるように線路長を変換することで、本標準において示された線路長を他のケーブルを使用した場合にも利用できる。限界線路長も、この方法で異なる線径、材質を使用した場合に換算可能である。

(P.12 5.3.章「線路長の定義」より引用)

ケーブル種別や芯線径の違いが、シミュレーションに正確に反映していない。

現実のNTTの線路設備では、芯線径 0.4mm から 0.9mm のケーブルを距離や線路環境に応じて、組み合わせて使用している。しかし、TTC 標準では、シミュレーションの条件として全て紙絶縁 0.4mm ケーブルを使用している。ケーブルの被覆媒体と同様に現実以上に厳しい伝送特性をモデルに適用していることになり、過度に被検査方式をチェックすることにつながり、過剰規制につながるものである。

加入者回線の距離 (NTT 交換局と加入者間距離) がシミュレーションの前提に入っていない。

「TTC 標準 JJ100.01」の参照モデル図 4.1 では、同一ケーブルに収容されたメタリック加入者回線の局と加入者の距離として様々な場合が考えられている。参照モデルに従うと、局から遠い加入者の上流への通信速度は、局に近接する加入者の上流への通信から多大な干渉を受けるが、こうした現実には、前提条件にはいっていない。

参考資料4 「TTC 標準 JJ100.01」の参照モデル図 4.1 とシミュレーションでは加害方式と被害方式を同一な長さで仮定していることの記述

(3) 「TTC 標準 JJ100.01」の記述は、国際標準の規格文法にあっていない。

ITU-T 標準を引用していながら、ITU-T に準拠していない PSD 図が存在している。すなわち、「TTC 標準 JJ100.01」では 7 章において、第1グループに属する ADSL を G.992.1 および G.992.2 と定義しているにもかかわらず、シェイピングされた PSD を G.992.1 および G.992.2 として記載し、シェイピングされた PSD だけが標準システムであるかのように記述されている。

国際標準規格である G.992.1 および G.992.2 全体を標準システムの定義にあてはまるにもかかわらず、敢えて標準システムとしなかった根拠が不明である。なお、国際標準の規格文法では、TTC 標準中において ITU-T 標準 G.992.1 の意味を変更するような記述は無効である。

参考資料5 ITU-T 標準の PSD と「TTC 標準 JJ100.01」の PSD との比較

1 - 2 標準は適切な ADSL 加入率を想定すべき

(1) ADSL 成長期(2002 年 11 月時点をさす)における標準として全く無意味。

BBT の 12M サービスは、「TTC 標準 JJ100.01」のシミュレーション方式によると、加害者として干渉を与える存在であり、又、干渉被害を受けやすく、距離制限が必要であるとの寄書が寄せられ、あるいは、それにもとづく収容分類方法が提案されたことがある。BBT の反対によって、採用にはいたっていないが、当標準のシミュレーション方式が非現実的な結果をあたかもアカデミックな結果のように見せかけるツールとして、用いられる火種を存している。

現時点(2002 年 10 月末時点)で日本の ADSL 顧客は既に 460 万強であり、BBT の 12M サービスも 35 万加入(2002 年 11 月 19 日現在)に達している。十分成長期と呼べる現状であるが、それにもかかわらず相互干渉による弊害の報告あるいは、公表は無い。(一方 ISDN から BBT 加入者が妨害を受け、収容替えにより、改善した例は多い。)

又、BBT の ADSL サービスは、「TTC 標準 JJ100.01」のシミュレーション方式によると、ISDN 等の干渉を受け、2Km 以上では、速度がでない(考資料6 イー・アクセス社の「G.dmt 採用 8Mbps サービス フィールドデータのご報告」参照)との結果が表示されている。ところが、BBT の ADSL サービス加入者は、131 万(2002 年 11 月 19 日)に達しているが、速度は NTT 局と顧客間距離 2Km を超えても十分にでており(参考資料7 BBT の 8M サービスの速度分布グラフ参照)、TTC 標準のシミュレーション方式は少なくとも成長期には、適用しないことが明らかである。

TTC 標準のシミュレーション方式は、ADSL 加入率の前提の吟味が不十分である等のため、現実と乖離しており、意味のないものであると言わざるを得ない。

今回の接続約款変更案においては、TTC スペクトル標準の中心とも云うべきスペクトル適合性の確認方法が採用されていないが、一方ではベースドキュメントとして採用すると宣言している矛盾があり、いずれにしても、今後の動向如何では、行政判断をミスリードする危険性をはらんでいることを指摘する。

(2) ADSL が成熟期に入った場合においてもスペクトル管理標準としても全く無意味。上記(1)に対する反論として、DSL 加入者は未だ疎の状態であるため、影響がないのであり、予防的にスペクトル管理標準を設けるべきとの意見がある。しかし、当該シミュレーションの前提となる DSL 加入率を、あまりにも加入が密な状態と想定しており、その状態は、日本中の回線が、ISDN と ADSL で埋め尽くされた状態に近い。この前提は、いくら ADSL の成熟期を想定しての予防としてもナンセンスである。予防を乗り越えて、国際規格を採用する BBT に対する参入妨害とかんぐられてもやむをえないほどである。もし、BBT が反対しているシミュレーション方式に固執するならば成熟期

の妥当な加入率(たとえば、DSL 加入者2000万加入等)を示し、その前提に立ったシミュレーション方法が、まず示されるべきではないか。

A 章に示す計算方法を用いて、新システムを同一カッドを含む 24 回線に干渉源として収容した時の第 1 グループ標準システムの伝送性能が、表 7.2 に示す伝送性能基準値より低下しない場合、新システムは第 1 グループの標準システムとスペクトル適合性があると判断する

(P. 32 7.3.章「スペクトル適合性の判断基準」より引用)

1 - 3 標準策定プロセスにおける問題点

(1)「TTC 標準 JJ100.01」制定に携わる SWG465 策定メンバに、特定の方式を採用する事業者多数が偏して参加しており、会議体の構成に問題がある。特にリーダーは、特定の方式を採用している事業者の CTO であり、会議体が定めようとする内容が、激しく競争を行っている事業者間での規制標準であることを考えると、著しく、公平性を欠く構成と言わざるを得ない。中立性を担保する仕組みが必要である。

参考資料8 TTC の SWG465 の構成メンバー一覧

(2)TTC 会議体の決定プロセスにいきなり、多数決論理を中心としたルールが持ち込まれ、BBT の主張する意見が、票決により、封じ込められようとした。理事会には、こうした決定ルールに反対の旨を伝え、ヒヤリングを数ヶ月来要求しているが未だ実現していない。

参考資料9 「ITU の会議に関する規則を準用した会議運用方法(暫定)」

(3)規制のための技術基準と、事業者間の共通の便益のための技術標準(相互接続のための技術標準等)は、まったく別物である。ビジネスに直接的に多大な影響を与え、事業の存廃にも関わる規制方法を定めるに等しいスペクトル管理標準を、一民間標準化団体が、従来技術標準と同様のプロセスで策定すべきでない。DSL は今やブロードバンドの中核メディアとして、国民の日常生活と企業経営に、直接かつ多大の影響を及ぼすにいたっているが、一民間団体に、全面的に規制標準の策定を任せるべきではない。電波規制並に行政が直接、実施すべきである。

- (ア) TTC 内で、標準化を検討する委員会をコントロールする上部組織の機能が実態上、作用していない。
- ・標準化会議は、委員会の決定した標準案をそのまま、標準として、採択するのが通例となっている。
 - ・委員会の決定プロセスをコントロールする理事会も、標準化の専門家により構成されているが、「スペクトル管理標準」がDSLビジネスへの規制になることまで意識していない。
- (イ) TTCの標準化の活動がビジネス展開の速度に比べて遅く、作成した標準が実態と合わないものとなっている。
- (ウ) 行政がTTCの活動を適切にコントロールし、消費者や事業者の意見をフィードバックさせる仕組みがない。
- 技術的妥当性を、TTC 以外の第3者がチェックする仕組みがない。総務省は、検討プロセスをチェックするのみで、技術的的確性までチェックできない。
- 技術標準の決定方法は、多数決のみが保証されており、スペクトル管理といった規制ルールを定めるには不適當である。

2. 接続約款の変更には規制インパクト分析(RIA)が十分に必要

- (1) DSL 方式間の漏えいによる相互干渉問題に関わる規制は、ビジネスや、国民のブロードバンド利用環境に与える影響が極めて大きい。従って、それを適用したときの社会的利害得失、費用対効果、影響の大きさを十分に分析することが不可欠である。十分に規制インパクト分析を行った上で、TTC標準に準拠した接続約款の変更が本当に妥当であるかどうか判断すべきである。
- (2) TTC スペクトル標準の内容を現実の干渉とよく照らし合わせることなく、適用することは、過剰規制であり、利用者、事業者双方にとって大きな機会損失となる。現実に460万の実加入者が存在し、漏えいによる相互干渉問題が顕著に存在しないことをよく認識すべきである。
- (3) 現実に存在しない干渉問題を、予防的措置の名目のもとに、規制することは、国民のブロードバンド享受の機会を喪失させ、世界水準に大きく水をあけられることになる。BBT は、こうした干渉問題を、シミュレーションベースで、分類し、規制することの危険性を指摘している。

3. 事後的措置による干渉回避法の導入を強く主張

実態に合った合理的な手法による適切なスペクトル適合性の確認方法が提示でき、かつインパクト分析が十分に完了した時点で、スペクトル標準を定めるべきである。それまでは、問題が発生すれば、回線の収容替えで対応する芯線マネジメント(注)が、現実的であり、芯線マネジメントを実施すれば、過剰規制による阻害要因にならない。事後的措置の対象としては ISDN も同列に扱うべきである。

(注) 芯線マネジメント:BBT がかねてから主張している手法であり、もし、ある事業者の DSL 方式が他社の回線に干渉を起こしていることが判明した場合に、干渉加害者は、回線を収容替えし、その費用も負担する干渉回避法。

4. 接続約款変更案の問題点

(1)「TTC 標準 JJ100.01」をベースドキュメントとするとしておきながら、スペクトル適合性の判定方法は、接続約款変更案では、参照されておらず、単に、第1グループ、第2グループの伝送方式が記述されているのみである。そもそも、「TTC 標準 JJ100.01」は、標準システムを第1グループと第2グループに分類した上で、「第1グループに属するいずれかの伝送方式の信号電力の制限に関する規定を全て満足する場合、その伝送方式は第1グループの標準システムに対してスペクトル適合性があると判定する。(P.11 5.2.1 章)」ことによりスペクトル適合性を判定している。

しかしながら、接続約款変更案の技術的条件集別表 24.9 においては、「TTC 標準 JJ100.01」のスペクトル適合性の記述部分は、まったく参照していないため、第1グループと第2グループのグループ分類そのものが、意味を持たないものとなっている。

従って、接続約款変更案における第1グループと第2グループの分類は、恣意的なものであり、不適切なものである。

(2) 標準システムの定義の矛盾

接続約款変更案では、標準システムの定義として「スペクトル適合性が確認された伝送であって技術的条件集に定めるもの」と定義している。しかし、「TTC 標準 JJ100.01」のどこにも、標準システムの相互のスペクトル適合性を確認した個所はなく、定義自体に誤りがある。従って、誤った定義に基づいた接続約款には根本的な欠陥がある。

まず、ISDN を含めた標準システムの相互のスペクトル適合性を十分に証明すべきである。

「TTC 標準 JJ100.01」における標準システムの定義は、「標準システムとは、電話を含めて、本標準発行時点で広く使用されている、あるいは今後の普及が見込まれている主な伝送システムであり、二つのグループに分類される。(P.10 5.1 章)」であり、スペクトル適合性が確認されたシステムが標準システムとはなっていない。

このように、最も基本となるべき「標準システム」の定義が「TTC 標準 JJ100.01」と接続約款変更案では、異なっており、変更案は、大いなる欠陥があり、認可すべきではない。

(3) 恣意的な第1グループのシステムの選定

接続約款変更案では、第1グループのADSLを、FDM に限定しているが、その根拠が述べられていない。ベースドキュメントであるはずの「TTC 標準 JJ100.01」にも、接続約款変更案の技術的条件集にも PSD として ITU 標準と異なったものを採用する根拠が示されていない。

(4) 第2グループの不合理な収容条件

第2グループの収容条件は、技術条件集に次のとおり規定されている。

「収容条件：収容条件のある第2グループのシステムは、音声帯サービスを含む第1グループ及び第2グループのシステムと同一カッドに収容しない。ただし、新システムについて、ケーブル内の収容の条件を設けないことを前提に限界線路長を設定した場合は、この限りではない。」(技別 24.9-3 より引用)

「音声帯サービスに将来 ADSL が重畳された場合に干渉が起こることを防ぐためにこの規定がある。(平成 14 年 10 月 28 日事業者説明会における NTT 東西の説明)」

しかし、この規定には次の三つの問題がある。

(ア) 資源の無駄

音声帯サービスに ADSL が重畳されることとなった時点で、第2グループのシステムが収容替を行うルールにしておけば済むことであり、資源の無駄となる規定と言わざるをえない。

(イ) 不公平性

NTT東西の説明する論理に基づくならば、ISDN が他のシステムに大きな干渉を与えるシステムであるにもかかわらず、ISDN を第1グループに分類し、収容制限を設けないことは、著しく公平性を欠くものである。ADSLに対する最大の妨害源であるISDN を第1グループとし、収容制限を設けず、第2グループのシステムだけを音声帯サービスと同一カッドに収容しない収容制限を設定することは、著しく公平性を欠くものである。

(ウ) 料金の不合理性

第2グループのシステムに対しては、この規定により使用しない他の回線の基本料と施設設置負担金に相当する額が上積みされた料金が設定されている。即ち、第1グループが30円に対して、第2グループは、929円と実に30倍以上の料金設定が成されている。現実のADSL市場を見たとき、この料金では、事業展開することは、およそ不可能であり、このような料金設定を接続約款に持ち込むことは、恣意的に定めた第1グループのシステム以外を意図的に排除せんとするものと言わざるを得ない。

5. 2000年の「高速デジタルアクセス技術に関する研究会」研究会報告の答申が反映されていないこと。

(1) 研究会の報告においては、「スペクトルマネージメントの原則を検討する際には、具体的な検討内容及びその検討理由、並びにスペクトルのチェック方法等を明確にすることが重要である。」と述べられているが、「TTC 標準 JJ100.0」では、その制定の過程が明確にされておらず、不透明である。

(2) 研究会報告においては、漏えいに関する対処として、「DSLサービス側とISDNサービス側の双方で漏えい防止等の対処を行うことが適当である。」とあるが、ISDN側での対処は行われていない。

ISDN加入者宅のISDN回線にフィルターを取り付けることにより、ISDNがDSLに与える干渉の低減対策を提案する。

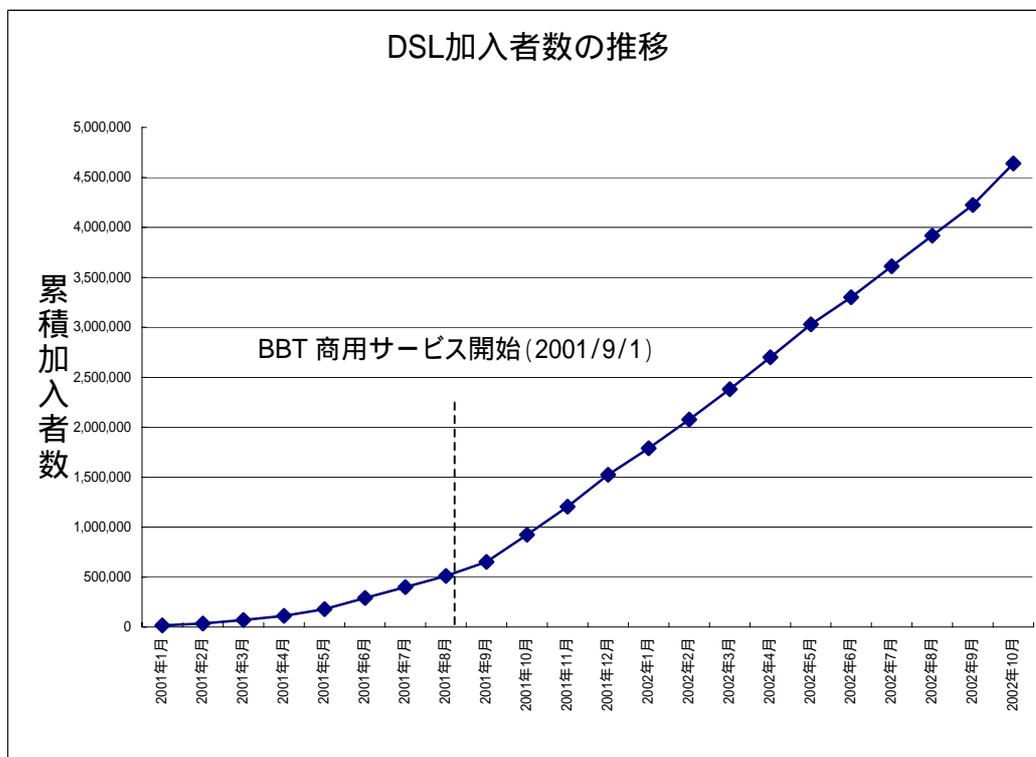
(3) DSLサービスの利用者は既に、460万加入に達し、DSLサービスの下り速度も1.5Mbpsから12Mbpsへと高速化されてきており、「高速デジタルアクセス技術に関する

る研究会」の報告がまとめられた 2000 年 7 月当時とは、状況が大幅に変化している。DSL 施策の見直しが必要であると考え、DSL サービスに関する施策の見直しの検討時期にあり、研究会の再立ち上げ、および DSL スペクトル管理委員会の設立を要請する。

- 以上 -

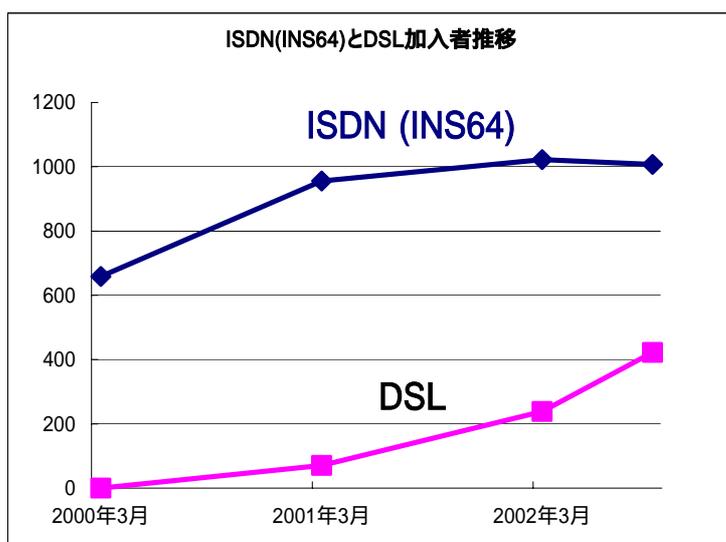
参考資料1 DSLの普及状況を示すグラフ

2001年9月にBBTが商用サービス開始後の普及カーブの立ち上がりに注目。



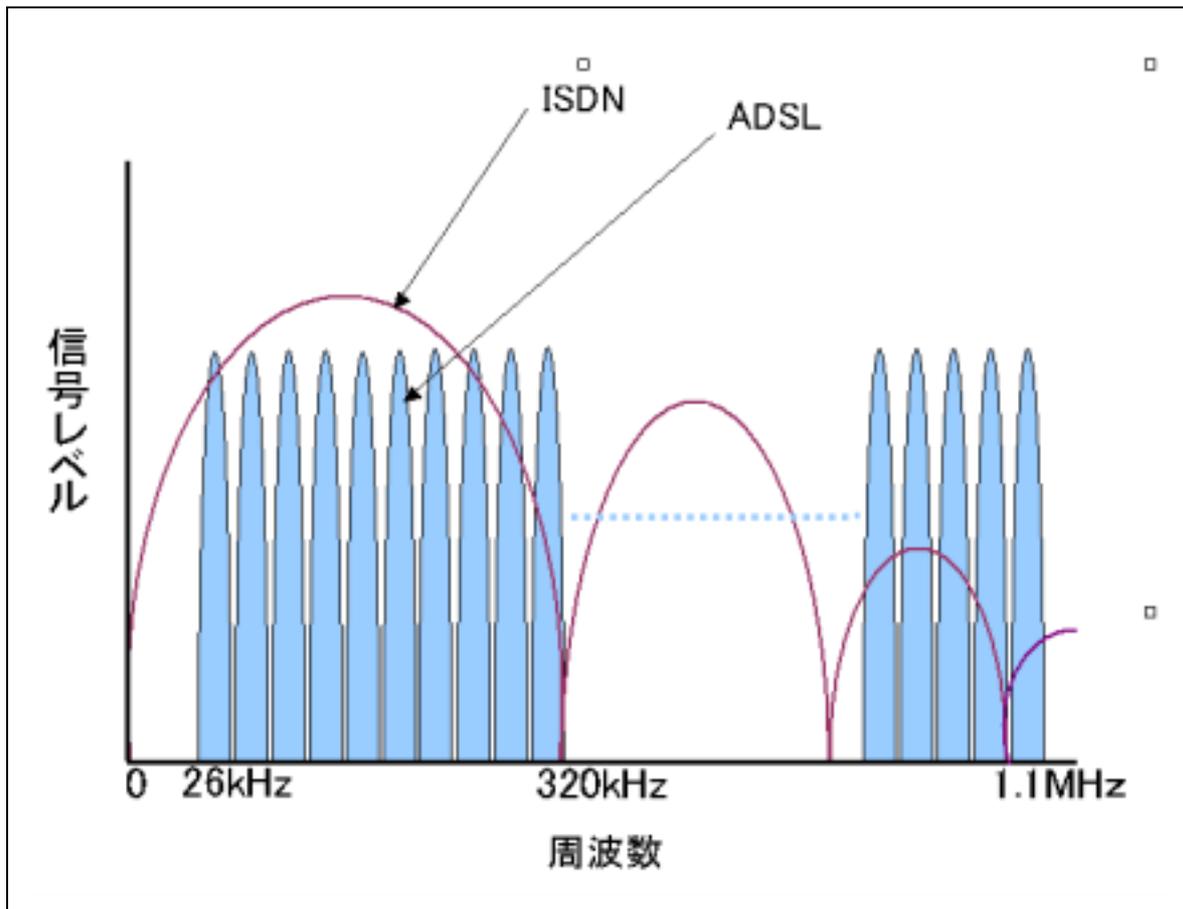
参考資料2 DSLとISDNの加入者数の推移を示すグラフ

ISDN (INS64)の加入者数は、2002年3月以降、減少傾向にある。それに比較し、DSLの加入者は、月毎に40万程度の伸びをみせている。



参考資料3 ISDN のPSDとADSLのPSD比較

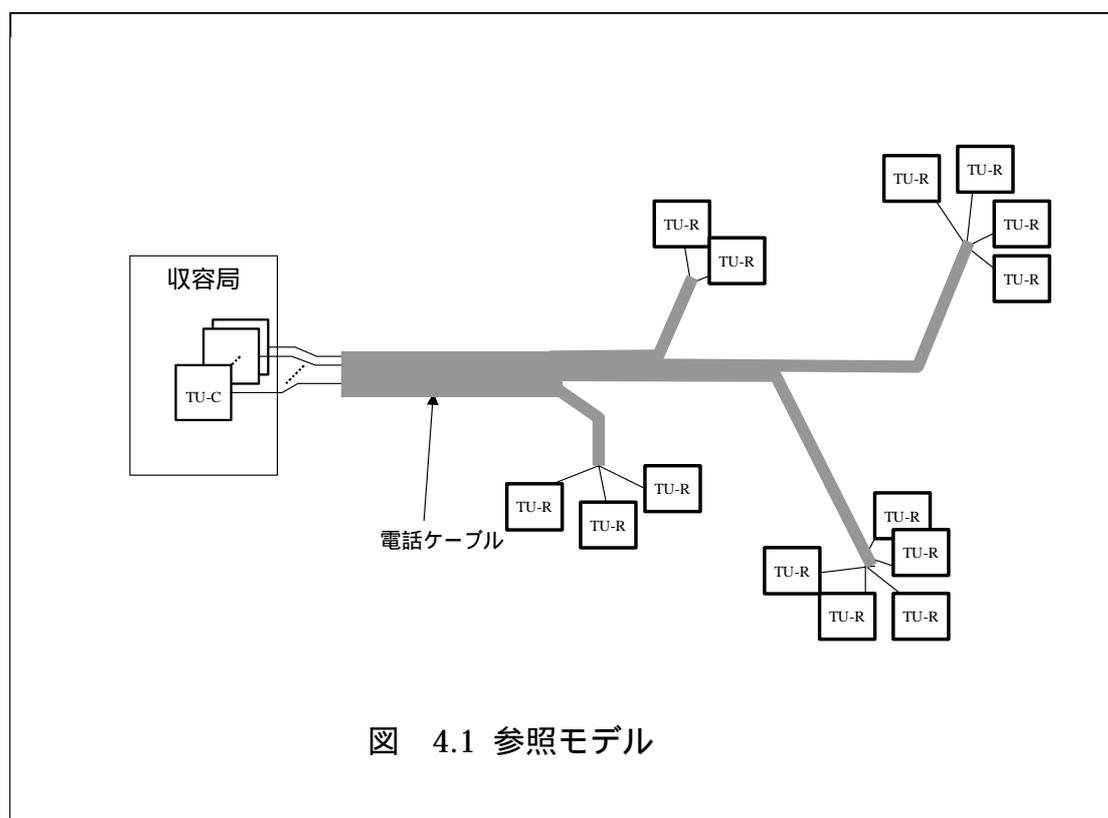
ISDNのスペクトルのうち、実際に通信に使用する周波数は、0から320kHzであるが、サイドローブと呼ばれる雑音を1500kHz辺りまで撒き散らしている。しかもISDNの信号レベルは、ADSLに比べて12dBほど大きい。



参考資料4 「TTC 標準 JJ100.01」の参照モデル図4.1とシミュレーションでは加害方式と被害方式を同一な長さとしていることの記述

参照モデル図4.1では、同一ケーブルに收容されたメトリック加入者回線の局と加入者の距離として様々な場合が考えられている。しかし、シミュレーションでは、同一線路長であること前提としている。

「TTC 標準 JJ100.01」(P.9) より引用



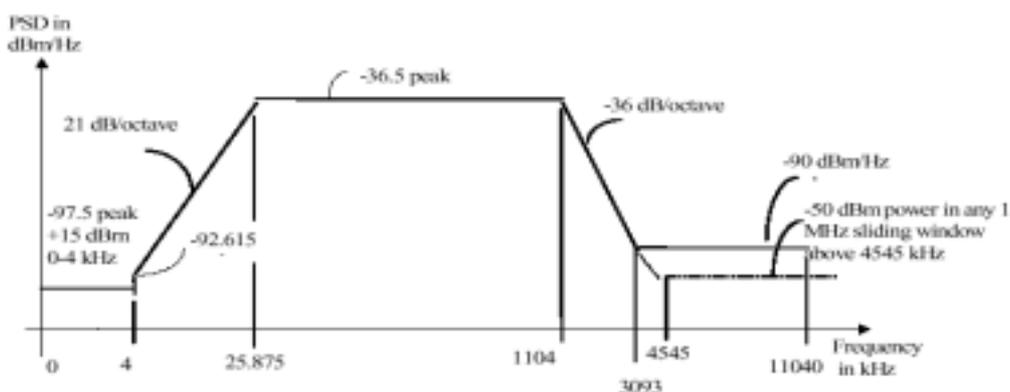
現在のケーブル状況をみた場合、同一ケーブル内の近傍(同一サブユニット等)に存在する回線は、近傍エリアの加入者を收容している場合がほとんどであることから、線路長が大きく異なることはない。現在の漏えいのシミュレーションにおいても、加害方式と被害方式が同一線路長であることを前提に影響を算出している。

(P.114 E.3. 3章「同一ケーブル内で距離が異なった場合の影響について(参考)」より引用)

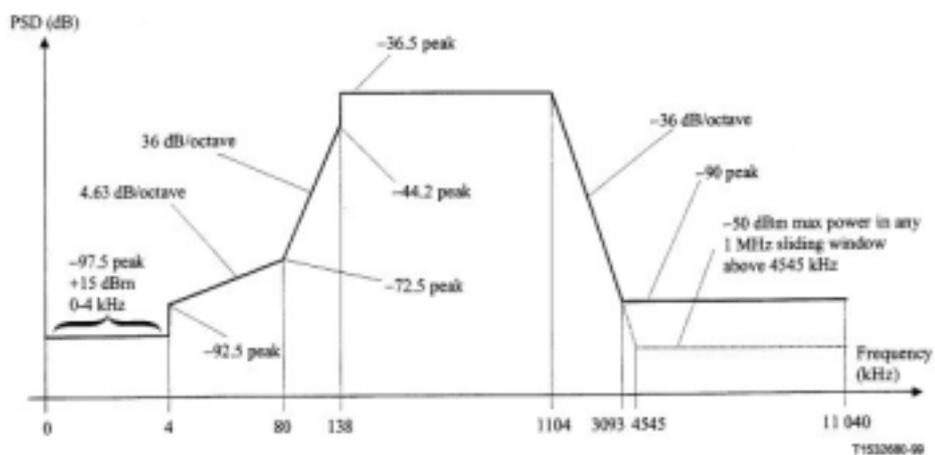
参考資料5 ITU-T 標準のPSDと「TTC 標準 JJ100.01」のPSDとの比較

「TTC 標準 JJ100.01」の規定するPSDマスクは、ITU - Tの G.9921.1 を引用しておきながら、4KHz～138KHzにかけて波形をシェイピングし、ITU - Tの規定とは異なっている。

ITU-T が規定する G.9921 下り信号のPSDマスク



「TTC 標準 JJ100.01」が規定する G.9921 下り信号のPSDマスク

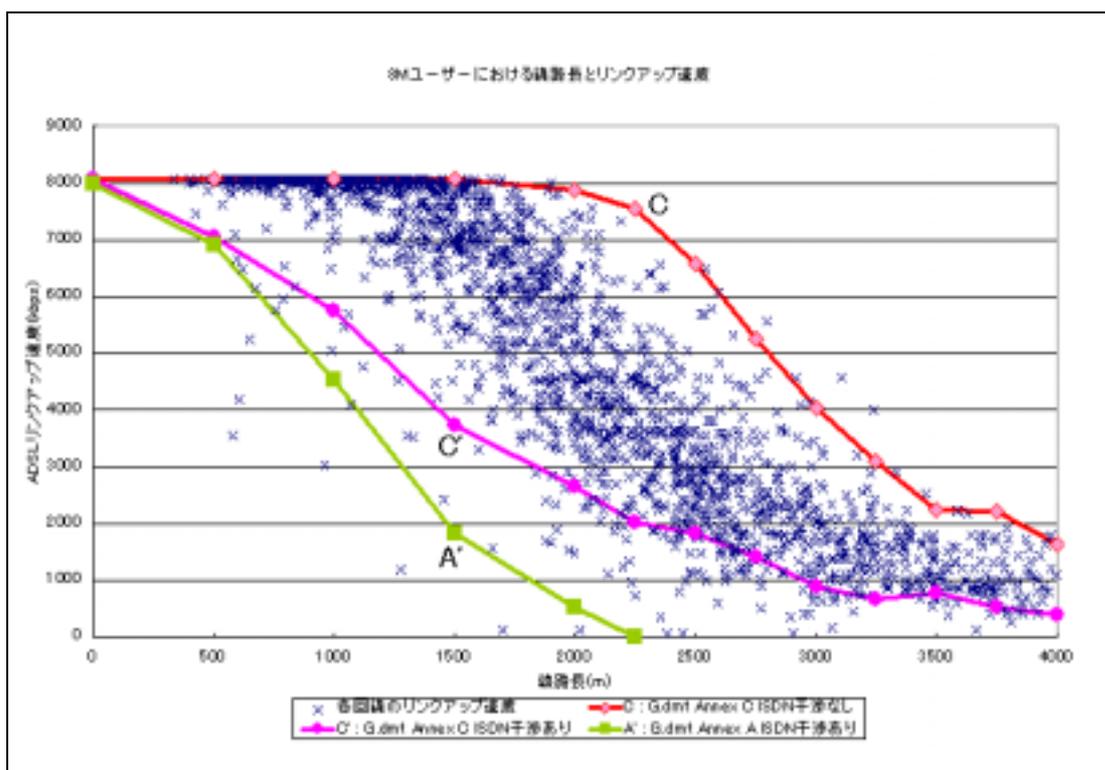


参考資料6 イー・アクセス社の「G.dmt 採用8Mbps サービス フィールドデータのご報告」

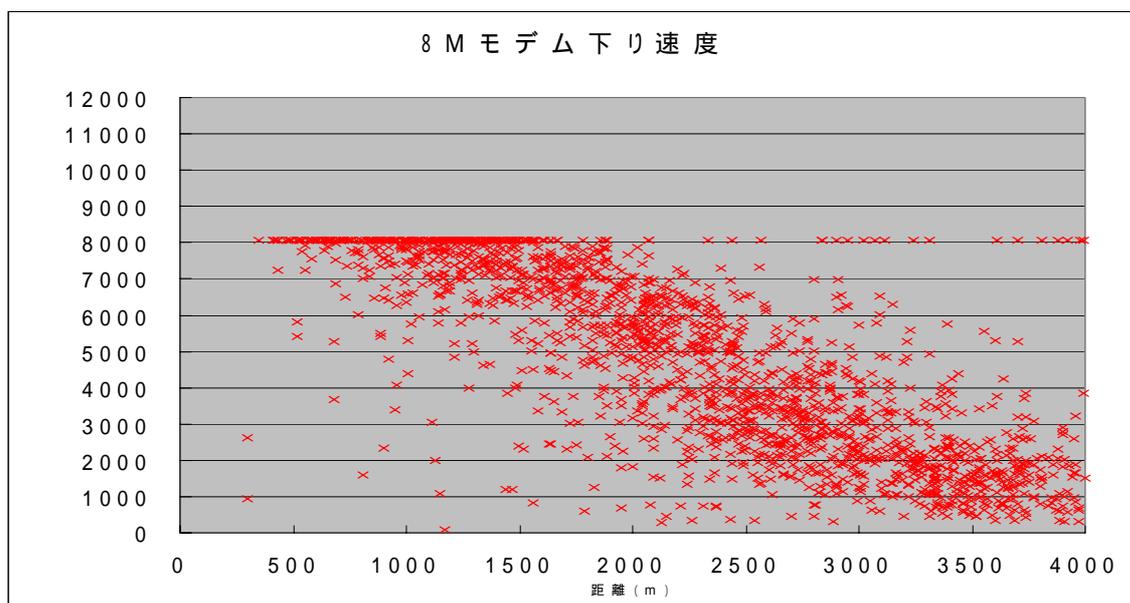
イー・アクセス社のホームページ

<http://www.eaccess.net/company/press/2001/011203-2.html>

より引用



参考資料7 BBTの8Mサービスの速度分布グラフ



参考資料8 TTCのSWG465の構成メンバー一覧 (1/2)

リーダー、サブリーダーは、特定的方式を採用する事業者から選出されている。

NO	会社名	注
001	イー・アクセス株式会社	リーダー
002	東日本電信電話株式会社	サブリーダー
003	住友電気工業株式会社	サブリーダー
004	KDDI株式会社	
005	日本電信電話株式会社	
006	日本電信電話株式会社	
007	日本電信電話株式会社	
008	東日本電信電話株式会社	
009	東日本電信電話株式会社	
010	西日本電信電話株式会社	
011	西日本電信電話株式会社	
012	株式会社アッカ・ネットワークス	
013	株式会社長野県協同電算	
014	沖電気工業株式会社	
015	住友電気工業株式会社	
016	東洋通信機株式会社	
017	日本電気株式会社	
018	日本電気株式会社	
019	日本電気株式会社	
020	株式会社日立製作所	

参考資料8 TTC の SWG465 の構成メンバー一覧 (2/2)

NO	会社名	注
021	富士通株式会社	
022	富士通株式会社	
023	松下電送システム株式会社	
024	エクスピードネットワークス株式会社	
025	パラダイン・ワールドワイド・コーポレーション	
026	グローブスパンビラータ	
027	センティリアム・ジャパン株式会社	
028	日本テキサス・インスツルメンツ株式会社	
029	STマイクロエレクトロニクス株式会社	
030	ネットワンシステムズ株式会社	
031	ネットワンシステムズ株式会社	
032	アナログ・デパイセズ株式会社	
033	社団法人情報通信技術委員会	
034	ビー・ビー・テクノロジー株式会社	

参考資料9 「ITU の会議に関する規則を準用した会議運用方法(暫定)」

2002年9月26日に開催された TTC 第四部門委員会第六専門委員会の冒頭において、理事会決定事項として事務局から唐突に本運用方法が提示された。

TTCのホームページ

http://www.ttc.or.jp/j/info/wg4_2_prc/020926/pdf/pro_manual.pdf

より引用

ITU の会議に関する規則を準用した会議運用方法(暫定)

第94回理事会(H14.9.12 開催)の決定に基づき、ITUの会議に関する規則を準用して、以下のとおり会議運用方法(暫定)を定める。

適用の範囲

暫定的にITU の会合運営規則を準用する期間においては、TTCの従来の会議運営方法に委員から異議申し立て等特に無い場合は、従来どおりの運営方法の採用を可能とする。

一方、会議開催当初から1以上の会員の要請があった場合、又は、従来の運営方法で討議中であっても、1以上の会員の動議があった場合、本運用方法により会議を運営しなければならないこととする。

運用方法

本運用方法は、TTCの部門委員会、専門委員会及びSWG(以下委員会という。)の会議運用においてITU の会議に関する規則」を準用する際の運用方法を定めたものである。原典がWTSA 決議1によるものには条項の末尾に(T)を付し、また、ITU 内部規則によるものには同様に(C)を付し、出典との関係を示している。

-- 中略 --

7. 表決(C)

7-1 表決は多数決による。委員会等での表決における多数とは、8. で定める標準案の決定に関わる事項を除き、2分の1を超える数を言う。棄権は、多数を構成するために必要な投票数の計算においては、考慮に入れない。(C)
(T)

7-2 表決への不参加

出席した委員で、特定の表決に参加しない者は5-1に定める定足数の決定

上、出席とみなされ、また、7-3の適用上、棄権したものとみなされない。

7-3 2分の1を超える棄権

棄権の数が投ぜられた票の数の2分の1を超えるときは、討議中の問題の審議は、その後の会合に延期するものとし、当該その後の会合においては、棄権は計算に入れない。

7-4 表決の手続きは原則として挙手とする。但し、以下の場合、指名点呼又は秘密投票による。

- (1) 表決の開始前に、出席した2以上の会員が指名点呼を請求した場合又は、挙手で過半数が明らかにならない場合は指名点呼による。
- (2) 表決の開始前に、出席した5以上の会員が秘密投票を請求した場合は秘密投票による。
- (3) 議長は、表決の開始前に、表決の方法に関する請求を検討し、適用する表決の手続き及び表決に付される問題を正式に発表する。次いで、議長は、表決が開始された旨を宣言し、表決が完了したときは、その結果を発表する。
- (4) 秘密投票の場合には、事務局は、直ちに、投票の秘密を確保するための措置を講じる。
- (5) 当該委員会が決定する場合は、表決は、電子的方法で行うことができる。

7-5 開始された表決を中断させることの禁止

表決方法に関する議事進行に係る動議を除き、開始された表決を中断させることはできない。

この動議には、進行中の表決の変更又は表決に付された問題の内容の変更をもたらす提案を含めることはできない。表決は、議長の宣言で開始し、表決の結果に関する議長の発表で終了する。

7-6 投票の説明

議長は、表決が行われた後、その投票について説明することを希望する委員には、の発言を許す。

7-7 提案の分割表決

提案者が請求するとき、本会議が適当と認める場合、または議長が提案者の承認を得て提議する場合は、提案を分割し、各部分を個別に表決に付す。次いで、提案の採択された各部分を一体として表決付する。提案の全ての部分が否決された場合は当該提案は否決されたものと見なす。

7-8 同一の問題に関する提案の表決の順序

当該委員会会合が別段の決定を行わない限り、提出の順序に従って表決に付す。

7-9 修正案

原提案の一部の削除、原提案への追加又は原提案の一部の修正のみから成る提案、修正案とみなす。修正案は、原提案を提出した会員が受諾するときは、直ちに原提案とする。原提案と矛盾すると当該委員会会議が判断する場合は、如何なる変更案も修正案とはみなさない。

7-10 修正案の表決

- (1) 修正案がある場合は最初に修正案を表決に付す。また、最も遠い修正案から表決し、修正案のどれか1つが過半数を得るまで表決を行う。いずれの修正案も過半数を得なかった場合は原提案を表決に付す。
- (2) 修正案が採択された場合は、次いで、これによって修正された提案を表決に付す。

7-11 表決の繰り返し

委員会会議にて、一度表決により決定した提案等は、同一の委員会会合において、再度表決に付すことができない。

--後略 --